

久保・佐々木税理士法人通信

編集発行人 税理士 久保 一 則

〒355-0072
東松山市大字石橋1639-3
TEL 0493 (24) 1818
FAX 0493 (24) 1843



椿

掲載 法人が納める税金

12月 2025 (令和7年)
師走 - DECEMBER -

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

12月の税務と労務

国 税	給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時	国 税	10月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	1月5日
国 税	給与所得者の次の申告書の提出 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等 申告書 兼 特定親族特別控除申告 書 兼 所得金額調整控除申告書 ・保険料控除申告書 ・住宅借入金等特別控除申告書 今年最後の給与を支払う前日	国 税	4月決算法人の中間申告	1月5日
国 税	11月分源泉所得税の納付 12月10日	国 税	1月、4月、7月決算法人の消費税の 中間申告(年3回の場合)	1月5日
		地方税	固定資産税(都市計画税) 第3期分の納付 市町村の条例で定める日	
		労 務	健康保険・厚生年金保険被保険者賞 与支払届	支払後5日以内

ワンポイント G ビズ ID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

法人が納める税金



法人が納める税金というと、どなたでも法人税や消費税が思い浮かぶと思います。しかし、法人が納税義務を負う税金には、これ以外にも国税・地方税に様々なものがあり、しかも課税標準や税額の算出が複雑です。知らずに申告や納税の期限を過ぎると加算税や延滞税が賦課決定され、想定外の損害が生じる場合があります。

今回は、法人が納税する主な税金ごとに、その課税標準や税額の算出方法、申告期限などの概要をみていきます。

1 法人税・地方法人税

法人は原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、納税地を所轄する税務署長（所轄税務署長）に確定した決算に基づく申告書を提出するとともに、算出された法人税額と地方法人税額（法人税額×10.3%）を納税します。

事業年度が6か月を超える法人（協同組合や公益法人等を除く）は、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告書を提出するとともに、算出された法人税額と地方法人税額を納付します。中間申告書は前年度の税額を基礎とする予定申告書又は仮決算による中間申告書のいずれかを選択できますが、予定申告の場合、納付税額が10万円以下のときは中間申告する必要はありません。

2 消費税・地方消費税

事業年度終了の日の翌日から2か月以内に所轄税務署長に確定申告書を提出するとともに、算出された消費税額と地方消費税額（消費税額の22/78）を納税します（3か月ごと又は1か月ごとの課税期間特例の適用

がある場合を除きます）。

前事業年度の消費税（地方消費税を除く）の年税額が48万円を超える法人は、年税額に応じて中間申告書を提出する必要があります。

中間申告書に代えて中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて消費税・地方消費税額を計算することもできます。ただし、仮決算の結果、税額がマイナスになっても還付を受けることはできません。

3 源泉所得税

従業員に給与・賞与を支払った場合、「給与所得の源泉徴収税額表」（源泉税額表）により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して翌月10日までに納付します。給与の支給人員が常時9人以下の場合は、事前に所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することにより、7月と翌年1月の年2回の納付にまとめることができます。

従業員が扶養控除等申告書を会社に提出しているかどうか等に応じて適用する税額表が異なるので、注意が必要です。

4 印紙税

日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書（領収書）など20種類の文書に課税される税金です。納税は収入印紙を文書に貼付し、消印することで完了します。用紙に記載した文書が課税対象になるため、電子契約は課税されません。

税務調査では、収入印紙が適切に課税文書に貼付されているかがチェックの対象になります。納付すべき印紙税を納付していなかった場合、印紙税額の3倍に相当する過怠税を徴収されるので、注意しましょう。

5 法人住民税

法人住民税は、法人が事業所を設置している地方自治体に納税する税金で、都道府県民税と市町村民税から構成されます。法人税等と同様、事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告・納税しなければなりません。

資本金や従業員数から課税される均等割、法人税額に応じて課税される法人税割があり、税率は自治体により異なります。法人税割は黒字法人だけが納税しますが、均等割は赤字法人も納税する必要があります。

事業所が2以上の地方自治体にある場合や、事業年度内に本店所在地を別の地方自治体に移転した場合、

法人税割については従業員数の分割基準に従い、課税標準額を分割してそれぞれの地方自治体に納税します。

6 法人事業税・特別法人事業税

法人事業税は法人が行う事業に対して課税される税金です。法人が事業所を設置している都道府県に納税します。法人の業種に応じて付加価値割・資本割・所得割・収入割により課税標準額と税率が定められています。申告期限・納付期限は法人税等と同様です。

資本金1億円以下の法人は原則として所得割のみ納税するため、赤字法人は納税の必要はありません。事業所が2以上の地方自治体にある場合などの取扱いは法人住民税の法人税割のように、一定の分割基準に従い分割して納税します。

一方、特別法人事業税は法人事業税の額に都道府県ごとに定められた税率を乗じて算出します。特別法人事業税は地方税収の偏在を是正するために法人事業税の一部を分離して導入された税金で、都道府県に納税された後、国にいったん払い込まれ、その後、人口などに応じて各都道府県に再配分されます。

7 個人住民税（特別徴収）

役員報酬や従業員に対する給与を支給した際、源泉所得税と同様、個人住民税を天引きして翌月10日までに市区町村に納税します（特別徴収）。

特別徴収の住民税額は、前年の所得金額に応じて課税される所得割、定額で課税される均等割から計算されます。税額は役員・従業員が居住する市区町村から通知されます。

8 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋（住宅、店舗、工場、事務所等）・償却資産（事業用の構築物や機械等）に対して課税される税金です。1月1日現在の固定資産の所

法人が納める主な税金

【国 税】

- ◆ 法人税・地方法人税
- ◆ 消費税
- ◆ 源泉所得税
- ◆ 印紙税
- ◆ 特別法人事業税
 - ・ 登録免許税

【地方税】

- ◆ 法人住民税
- ◆ 地方消費税
- ◆ 法人事業税
- ◆ 個人住民税（特別徴収）
- ◆ 固定資産税・都市計画税
 - ・ 事業所税
 - ・ 自動車税・軽自動車税

有者が資産価値に応じて算出された税額を固定資産の所在する市町村（東京23区内は東京都）に納税します。

都市計画税は、市街化区域内に所在する土地・家屋に対して課税される税金です。土地・家屋の価格に応じて通知された税額を固定資産税と合わせて納税します。

まとめ

このほか、登記等の際に納める登録免許税（国税）、人口30万人以上の都市に面積1,000㎡超又は従業員100人超の事業所を有する場合に納税する事業所税（地方税）、所有する車両に関して納税する自動車税・軽自動車税（地方税）などがありますので、申告漏れや納付漏れがないよう注意が必要です。

12月の労務ピックアップ

冬季の転倒災害に対する備え

冬季は、積雪や路面の凍結などにより全国的に転倒災害が多く発生する傾向があります。業務上・通勤途中の転倒災害を避けるため、事業場では次のような対策を講じておくとういでしょう。

- 凍結危険箇所の把握…凍結しやすい駐車場、屋外通路、建物出入口など
- 凍結危険箇所の見える化…把握した危険箇所の案内表示など

- 通勤、帰宅への配慮…天候に応じて勤務時間を弾力的に変更するなど
- 転倒防止マットの設置…降雪時に、雪や水分を拭き取るマットを設置するなど
- 危険箇所の凍結防止…危険箇所の除雪、凍結防止対策など
- 4S…通路等の整理、整頓、清掃、清潔
また、滑りやすい場所（横断歩道の白線、マンホール・側溝のふた等）の周知、滑りにくい靴でゆっくり歩くことなど、日常の転倒防止策を共有しておくことも有効です。

税金クイズ

日本を除く世界の酒類市場に占める清酒(Sake)のシェアは、次のうちのどれくらいでしょうか？

- ① 3%
- ② 1%
- ③ 0.1%未満

【解説】

仕事帰りに酒屋の一角で立ち飲みを楽しむ、という方もいるのではないのでしょうか。酒類業振興を担う国税庁では日本の清酒やウイスキーの輸出にも力を入れており最近では海外でも評判のようです。その状況は…

日本産酒類の輸出は、令和4年に過去最高の1,392億円に達した後、令和5年、6年と同水準となっています。令和6年の日本産酒類の輸出金額は1,337億円となりました。輸出先国としては、1位アメリカ、2位中国で、この2国で輸出金額の38%を占めます。両国以外では、3位韓国、4位台湾、5位香港となって

おり、おおむね対前年比増と堅調に伸びています。輸出金額を品目別に見ると、1位ウイスキー(436億円)、2位清酒(435億円)で、この2品目で総輸出額の65%に達します。

このように日本産酒類の輸出は伸長していますが、世界における認知度は未だ低いといえます。清酒についてみると、我が国を除く世界の酒類市場に占める清酒(Sake)のシェアは0.1%に達しません(令和5年)。清酒の持つ可能性の高さに鑑みれば、潜在的市場規模はもっと大きいと推定されます。このため、販路拡大や認知度向上を通じた海外市場の更なる開拓が不可欠です。

ワイン酵母仕込みの日本酒、日本酒カクテル、スパークリング日本酒等も頑張っていますが、昭和のポスターとホーロー看板に囲まれた角打ちの魅力も欠かせません。

正解は、③0.1%未満でした。

(出典:国税庁ホームページ)

源泉徴収票・給与支払報告書の提出範囲

令和7年分の①給与所得の源泉徴収票と②給与支払報告書は、以下に該当するものについて、令和8年2月2日までに①は所轄税務署、②は各市区町村に提出しなければなりません。

給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年末調整をしたもので令和7年中の支払金額が、法人の役員の方なら150万円を超えるもの、それ以外の方(従業員等)なら500万円を超えるものです。「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がなく、年末調整をしなかった方なら50万円を超えるものです。

一方、給与支払報告書は、給与所得の源泉徴収票と異なり、令和8年1月1日現在において給与等の支給を受けている「全ての受給者」のものを、受給者が住んでいる市区町村に提出しなければなりません。

KEY WORD

個人事業主の 労災保険料は経費？

労災保険(労働者災害補償保険)は、事業主が労働者の業務上の災害に備えて加入が義務付けられている保険制度です。さらに、労働者を雇用せず、土木や建築等の事業を行う一人親方等は特別加入制度があり、労災保険に加入することができます。

個人事業主の特別加入の労災保険料は、事業所得の計算上、必要経費にはならず「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。必要経費でも社会保険料控除でも、控除する段階が違うだけで最終的な課税所得は変わらないからどちらでも問題ないと思うかもしれませんが、個人事業税や国民健康保険料は「事業所得」をベースに計算されるため、仮に、この労災保険料を事業所得の経費にしてしまうと事業税や健康保険料が誤って低く計算されてしまうので、正しく社会保険料控除として処理しなければなりません。